平成22年度に実施した事務事業の評価

番号	25021	事務事業名	高齢者渡船使用料助成事業	所管課	保健福祉政策課

総合計画体系（後期）			
	部	5	市民の健康づくり・福祉の向上
	章	3	高齢者福祉の充実
	節（施策）	1	高齢者の生きがいづくりの推進

【将来像】

節（施策）の目的です。後期基本計画の施策の将来像を確認し、転記してください。

高齢者が健康でいきいきしているまち

【事業の内容】

誰・何に対して、どんな手段を実施していますか（しますか）？

大島・地島地区に住所を有する７０歳以上の高齢者が市営渡船を利用する場合に渡船使用料を全額補助する。離島地区以外に住所を有する７０歳以上の高齢者に対しては、半額補助する。（平成22年度までは、市内に住所を有する70歳以上の高齢者を対象に補助を行っていたが、平成23年度からは大島・地島地区に住所を有する70歳以上の高齢者とそれ以外の高齢者で補助金額を分けて実施する。）

事業費（単位：千円）		21年度決算	22年度決算	23年度予算
事業費合計		13,133	13,341	13,405
財源内訳	国・県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源	13,133	13,341	13,405
財源名	国・県支出金			
	地方債			
	その他			

【事業の効果】

誰・何がどのような状態になることを目指していますか？

大島・地島地区に住所を有する７０歳以上の高齢者が市営渡船を利用する場合に渡船使用料を全額補助することで、生きがいづくりの推進、介護予防に寄与する。離島地区以外に住所を有する７０歳以上の高齢者に対しては、半額補助することで、同じく生きがいづくりの推進、介護予防に寄与する。

指標名（成果指標）	説明・算定式	単位	実績の推移			22年度		目標値			
			19年度	20年度	21年度	目標	実績	23年度	24年度	25年度	26年度
利用回数			29055	28294	29191	29760	29480	29600	29600	29600	29600

平成22年度に実施した事務事業の評価

22年度 実施計画	市営渡船を利用する市内高齢者の渡船使用料を助成する。
実施結果	実績となる数字も入れて、分かりやすく 市営渡船を利用する市内高齢者の渡船使用料を助成した。泊～鐘崎：320円×5,038回＝1,612,160円、白浜～神湊：360円×3,446回＝1,240,560円、泊～白浜：160円×39回＝6,240円大島～神湊：500円×20,637回＝10,318,500円、大島～神湊：250円×320回＝80,000円（身障者）合計：29,480回、13,257,460円

【一次評価(担当課から)】

必要性の評価		その評価をした理由
市民のニーズはどうなっていますか？ 1　向上している　2　変わらない　3　低下している	評価 2	利用回数、事業費ともにほぼ前年度と同じで推移しているため。
民間、国、県、市が行う他の事務事業と 事業の目的や成果が重複していませんか？ 1　重複していない　2　一部重複している　3　重複している	評価 1	市の単独事業であり、重複はない。
有効性の評価		**その評価をした理由**
目的に対しての成果はどうなっていますか？ 1　向上している　2　変わらない　3　落ち込んでいる	評価 2	利用回数、事業費ともにほぼ前年度と同じで推移しているため。
市民参画協働の推進や、 社会情勢の変化などに対応できていますか？ 1　対応できている　2　対応の必要がない　3　対応できていない	評価 2	
効率性の評価		**その評価をした理由**
コスト効率はどうなっていますか？ 1　向上している　2　変わらない　3　低下している	評価 2	利用回数、事業費ともにほぼ前年度と同じで推移しているため。
公平性の評価		**その評価をした理由**
特定の受益者に偏っていませんか？ 1　偏っていない　2　法律や条例でやむを得ず偏っている 3　偏っている	評価 2	島外の利用者については、レジャーや仕事などの目的で利用する者が多く、偏りが指摘されているが、H23年度に半額補助に見直しを行うことで緩和される見通しである。

総合評価と今後の方針			具体的な改善策
内容	縮小	70歳以上全員に対する全額補助から、離島高齢者以外については半額補助へと見直しを行うことで、内容的には縮小となる。ただし、航路再編に伴う利用料金の改訂があるため、予算上は拡充が必要となる。	対象者の住所を確認した上で、全額補助と半額補助に振り分けて対応することが必要となるため、渡船課と協議の上効率的な実施を行う。
予算	拡充		

【平成24年度に向けての二次評価(最終評価)】

理由及び検討事項		
内容	維持	補助額が変更となるため、混乱が生じないよう周知を行う必要がある。また渡船使用料助成内容が変更になるものであり、対象者が縮小とはならないため、内容を「維持」とし、予算も大幅の増減が伴わないことが想定されるので、「維持」とした。
予算	維持	